

発注者支援業務等実施要項の概要一覧(抜粋版)【平成25年11月】

業務分野		積算技術業務	工事監督支援業務	技術審査業務
1.1対象公共サービスの詳細な内容	(1)業務概要	道路、河川、ダム及び都市公園事業等に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行う。	道路、河川、ダム及び都市公園等に関する工事実施の監督補助を行う。	道路、河川、ダム及び都市公園等に関する総合評価落札方式による工事発注において、工事発注資料(公告文(案)、入札説明書(案))作成、及び工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行う。
	(2)業務の内容	1)積算に必要な現地調査 2)工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 3)積算資料作成 4)積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)	1)請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 2)請負工事の施工状況の照合等 3)地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 4)工事検査等への臨場 5)その他(災害発生時等の情報の収集等)	1)工事発注資料の作成 2)競争参加資格確認申請書等の分析・整理 a)競争参加資格の確認・整理 b)総合評価項目の分析・整理
1.2確保されるべき対象公共サービスの質	達成目標	(1)積算に必要な現地調査 業務発注担当部署から貸与された設計成果品(報告書)を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を十分に把握し、適正に実施すること。 (2)工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 設計成果品(報告書)及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表(数量計算書)を適正に作成すること。 (3)積算資料作成 「土木工事積算標準基準書」等を十分理解し、適正に実施すること。 (4)積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) 積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。	(1)請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。 (2)請負工事の施工状況の照合等 1)業務の実施にあたっては、「土木工事監督技術基準(案)」等を十分理解し、適正に実施すること。 2)業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。 3)業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。 4)担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。 (3)地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。 (4)工事検査等への臨場 中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査(完済部分検査を含む)、完成検査等に臨場すること。	(1)工事発注資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。 (2)競争参加資格確認申請書等の分析・整理 1)現地調査 指定された業務内容を実施し、現地調査における着眼点、調査内容、調査結果が工事特性を整理するために的確なものであること。 2)競争参加資格の確認・整理 ①競争参加資格の確認・整理 指定された業務内容を実施し、競争参加資格確認のための確認項目が網羅され的確に確認されていること。また、確認項目の適否の判断結果について根拠資料を含め明瞭に整理されていること。 (3)総合評価項目の分析・整理 指定された業務内容を実施し、工事の入札参加者が提出した競争参加資格確認申請書等について、工事施工における専門的技術力を発揮するとともに、工事の特性に応じた技術基準等に基づき的確に分析されていること。 また、分析した結果について根拠資料を含め明瞭に整理されているとともに、業務発注担当部署が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて確認が必要な事項等についても、同様に明瞭に整理されていること。
		競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務(平成25年度完了予定も対象を含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。 業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検計・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。	以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) ※業務内容が造園工事や電気通信設備工事のみのものについては、当該分野の資格を有する予定管理技術者を追加することができる。	予定管理技術者は、平成16年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(平成25年度完了予定も対象を含む)において、1件以上の実績を有すること。(中略) 1)同種業務: ・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務 2)類似業務: ・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務 ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務 ※電気通信設備工事のみのものについては、実績を電気通信設備工事に関するものに限定
3.入札参加資格に関する事項	競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件	業務実績に関する要件	配置予定管理技術者に対する要件	配置予定担当技術者に対する要件
	同種又は類似業務の実績	同種又は類似業務の実績	同種又は類似業務の実績	同種又は類似業務の実績
5.対象公共サービスを実施する者を実施するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	総合評価の評価項目	技術者資格等	判断基準	評価のウェイト
	予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	判断基準	評価のウェイト
7.公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項等	(1)報告等について	1)積算関係資料(積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書(案)、積算データ等)の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月業務発注担当部署へ報告すること。 2)業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点(積算上必要となる施工条件等)	1)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、業務発注担当部署に毎月にとりまとめて書面で提出するものとする。 ・実施した業務の内容 ・その他必要事項 2)業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点(施工条件、沿道状況、地元との協議内容等) ・業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況	1)技術審査関係資料(競争参加資格確認申請書、総合評価に関わる分析整理表等(電子データを含む。))の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月、業務発注担当部署へ報告すること。 2)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、業務発注担当部署に毎月にとりまとめて書面で提出するものとする。 ・実施した業務の内容 ・その他必要事項
	(8)契約の変更及び解除	2)契約内容の変更	①補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。 ②現場条件等により変更契約を行う工事の件数が当初想定から変動した場合。	①「災害時における業務」を当初契約から見込んでいるが、通常の作業時間外等、想定以上の災害対応の必要が生じた場合。 ②補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。

発注者支援業務等実施要項の概要一覧(抜粋版)【平成25年11月】

業務分野		河川巡視支援業務	堰・排水機場等管理支援業務	ダム管理支援業務
1.1対象 公共 サービスの 詳細な 内容	(1)業務概要	所管する河川区域、河川予定地及び河川保全区域(以下「巡視区域」という。)を巡視することで、河川管理業務の支援を行う	所管する堰や排水機場及び樋門等の操作支援及びそのために必要な情報の収集、並びに目視による点検を行う。	ダム、貯水池及び関連施設等に関する操作、監視、データ整理、資料作成、情報連絡等、ダム等における管理業務の支援を行う。
	(2)業務の内容	①河川区域等における違法行為の発見及び報告 ②河川管理施設及び許可工作物の維持管理の状況の把握 ③河川空間の利用に関わる情報収集 ④河川の自然環境に関わる情報収集 ⑤巡視結果の記録・報告	1)管理対象施設の操作規則又は操作要領(以下「操作規則等」という。)に基づき、堰・排水機場等の操作支援を行う。 2)操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。 3)目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行う。 4)施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。	1)ダム等の操作支援 2)ダム等の監視支援 3)ダム等のデータ整理 4)ダム等の資料作成支援 5)その他施設等管理支援 6)調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務
1.2確保 される べき 対象 公共 サービスの 質	達成目標	(1)河川巡視の際の具体的内容 河川巡視の際には、河川法で規定されている違法行為の発見、河川や河川管理施設、許可工作物の状況の把握、変状の発見、把握、河川空間の利用に関わる情報の収集、河川の自然環境に関わる情報の収集等を目視レベルで適正に実施すること。 (2)河川巡視中に現場で講ずる処置 河川巡視中に、違法行為や、河川や工作物の変状、特筆すべき事象等を発見した際には、現状の撮影、状況の概要の把握、違法行為者等への注意、管理技術者を通しての調査職員からの指示の履行、注意喚起ビラの配布、掲示等を適正に実施すること。 (3)河川巡視結果の記録、報告 河川巡視中に発見や把握を行った事項、現場で処置を講じた事項等については、電子情報を主体として記録し、正確で迅速な報告に努める。緊急性が高いと判断される内容については、無線等により調査職員へ報告するなど、適正に実施すること。	(1)施設の操作支援 河川法、河川管理施設等構造令等の関係法規及び各管理対象施設の状況を十分理解した上で、各管理対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、直ちに調査職員に正確に報告し、指示を受けること。 (2)操作に関連する情報の収集と発信 操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。また、管理技術者を通して、調査職員との情報連絡を適正に実施すること。 (3)目視による施設の点検及び施設周辺の点検 管理対象施設及びその周辺について、目視による点検やCCTVカメラによる監視を適正に実施すること。また、異常を発見した時には、調査職員に速やかに報告すること。 (4)施設管理に係る記録、資料の作成 上記(1)～(3)における点検記録や操作記録、出水概要等に関する資料の適切な作成と保存を実施すること。	(1)ダム等の操作支援 河川法等の関係法規の熟知に加え、各対象施設の状況を十分理解した上で、各対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、調査職員に速やかに報告すること。 また、操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。また、管理技術者を通して、調査職員との情報連絡を適正に実施すること。 (2)ダム等の監視支援 各対象施設の機能、構造、状況等を十分理解した上で、目視等による監視を適正に実施すること。また、異常を発見した場合には、調査職員に速やかに報告すること。 (3)ダム等のデータ整理 各対象のデータについて不足ないよう収集を行い、定められた様式等により適正な整理を実施すること。 (4)ダム等の資料作成支援 各作成資料において、資料の主旨と内容を十分に理解した上で、適正な資料の作成を実施すること。 (5)情報連絡業務 遅滞ない情報の連絡、適正な安全確認を実施すること。
3.入札 参加 資格 に 関 する 事 項	競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件	業務実績に関する要件	競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務(平成25年度完了予定も対象に含む。)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。 業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務(河川又は道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。	
	配置予定管理技術者に対する要件	予定管理技術者の資格等	【河川巡視支援業務】 以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(総合技術監理部門—建設又は建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 【堰・排水機場等管理支援業務】 上記の資格要件に加え、河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を終了したものを資格として加える。 また、業務内容のうち、排水機場管理支援が相当程度含まれると判断するものについては、1級ポンプ施設管理技術者の資格を有し、同種及び類似業務の経験を5年以上有する者を資格として加える。 【ダム管理支援業務】 上記の資格要件に加え、河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を終了したものを資格として加える。	
		同種又は類似業務の実績	予定管理技術者は、平成16年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(平成25年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。 【河川巡視支援業務及び堰・排水機場等管理支援業務】 [1]同種: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(河川) [2]類似: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務 【ダム管理支援業務】 [1]同種: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(河川、ダム) [2]類似: ・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務(河川、ダム) ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、調査検討・計画策定業務(河川、ダム)、管理施設調査・運用・点検業務(河川、ダム)、土木設計業務(河川、ダム)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務	
配置予定担当技術者に対する要件	予定担当技術者の資格等	予定管理技術者の資格要件に加え、 ・技術士補(建設部門) ・二級土木施工管理技士 ・土木学会二級土木技術者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者 ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者 ※ただし、河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を終了したものについては、ダム管理支援業務及び堰・排水機場等管理支援業務のみ対象。		

発注者支援業務等実施要項の概要一覧(抜粋版)【平成25年11月】

業務分野			河川巡視支援業務	堰・排水機場等管理支援業務	ダム管理支援業務	
5.対象公共サービスを実施する者を決するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者に関する事項	総合評価の評価項目	予定管理技術者の経験及び能力	<p>技術者資格等</p> <p>判断基準</p> <p>下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 【ダム管理支援業務及び堰・排水機場等管理支援業務】 上記の資格要件に加え、・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を終了したものを追加</p> <p>②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</p>			評価のウェイト
		予定担当技術者の経験及び能力		<p>下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。</p> <p>①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他</p>		
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項等	(1)報告等について		<p>1) 民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、業務発注担当部署調査職員に月毎に取りまとめて書面で提出するものとする。なお、提出の時期については、①は巡回の日毎に、②③は月毎に取りまとめ速やかに提出するものとする。</p> <p>①河川巡視日誌 ②打合せ記録簿 ③その他調査職員が指示した資料</p> <p>2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたり留意すべき点 ・業務完了時における実施状況 	<p>1) 民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した業務の内容 ・その他必要事項 <p>2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたり留意すべき点 ・業務完了時における状況 	<p>1) 民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した業務の内容 ・その他必要事項 <p>2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたり留意すべき点 ・業務完了時における状況 	評価のウェイト
		(7)又は(8)契約の変更及び解除	2)契約内容の変更	<p>①災害や事故などへの対応に伴い、通常の作業時間外での作業が想定以上に発生した場合。 ②1. 1. (2)9)に示す業務(各現場の実情により付随する業務)などが追加された場合。</p>	<p>①災害や事故などへの対応に伴い、通常の作業時間外での作業が想定以上に発生した場合。 ②1. 1. (2)5)に示す業務(各現場の実情により付随する業務)などが追加された場合。</p>	<p>・「災害等緊急時における業務」や1.1.(2)8)に示す付随業務(各現場の実情により付随する業務)は当初契約から見込んでいるが、通常の作業時間外等、想定以上の災害や事故対応の必要が生じた場合。</p>

発注者支援業務等実施要項の概要一覧(抜粋版)【平成25年11月】

業務分野		河川許認可審査支援業務	道路許認可審査・適正化指導業務	用地補償総合技術業務
1.1対象公共サービスの詳細な内容	(1)業務概要	河川管理者が行う許認可等の審査・指導の支援として、関連する調査や資料整理、申請者等に対する窓口対応、申請手続についての指導、現地調査等の業務を実施することで、河川管理業務の支援を行う。	道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るため各種申請等の審査・指導及び道路の不正使用・不法占用の指導取締り、関連する調査や資料整理、現地調査等の補助的業務を行う。	道路、河川、ダム及び都市公園の整備事業等に必要土地等の権利者に対して、補償の内容等の説明を行い、土地等の取得等及びこれに伴う損失補償の承諾を得るための公共用地交渉等を行う。
	(2)業務の内容	1)河川法等に基づく各種申請書類(「注1」主な申請の種類)を参照。)・届出の事前協議、受付、事前整理、審査(形式、内容)の支援を行う。 2)河川現況台帳(法定台帳)・付図等の補正及び整備については、許可処分後の整理事項を台帳・付図等に記載・削除等の整理の業務支援を行う。	1. 許認可審査業務 1)道路法に基づく申請書類の受付及び審査等 2)苦情申立(行政相談)等に係る受付、伝達、現地立会 3)許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備 4)災害時等緊急時における業務 2. 適正化指導業務 1)道路法に基づく指導取締り等 2)適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備	1.1.1概況ヒアリング等 1.1.2現地踏査等 1.1.3 関係権利者の特定 1.1.4補償額算定書の照合 1.1.5補償金明細書の作成 1.1.6公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成 1.1.7権利者に対する公共用地交渉 1.1.8公共用地交渉後の措置 1.1.9移転履行状況等の確認後の措置
1.2確保されるべき対象公共サービスの質	達成目標	(1)関係諸法令等に則った審査支援の実施 各種申請書類・届出の内容を確認し、申請内容が関係諸法令に則り、河川管理に支障が無いが審査を行えるよう判断材料の提供を行う。 処理に通常要すべき標準的な期間内に手続きを終えられるよう実施する。 (2)現地調査による周辺状況や課題等の把握 各種申請書類・届出等を参考に、現地調査を実施し、申請内容等に係る必要性や妥当性、的確性、河川及び海岸管理上の課題等を把握する。 (3)河川現況台帳等に関連する資料の修正、整理の実施 許可処分に伴い必要となった既存資料の補正等を適宜実施する。	1. 許認可審査業務 1)道路法に基づく申請書類の受付及び審査等 ①道路法に基づく申請書類の受付及び審査、書類作成並びに実施状況の確認にあたっては、関係法令、通達、業務発注担当部署の指示等を十分に理解し、適正に実施すること。 ②業務の実施にあたって、申請書類等の内容を十分に理解し、現地の状況を精通しておくこと。 ③管理技術者は、原則として、行政手続法第6条に基づき定められた標準処理期間※1内に処分(決裁)が行えるよう調査職員へ審査終了の報告を行うものとする。なお、補正指示～訂正が完了するまでの期間、道路法第32条第5項の協議を行い回答があるまでの期間、道路法第47条の2に基づく審査により個別協議を行い回答があるまでの期間等については、標準処理期間には含まれないが、標準処理期間内に補正指示、協議を行った上で現状を調査職員に報告するものとする。また、標準処理期間の定めのない業務のうち、道路境界明示、確認に係る事務については、受付後2週間以内に資料調査、現地調査を終了し、調査職員に報告するものとする。 2)苦情申立(行政相談)等に係る受付、伝達、現地立会 道路管理に関する苦情申立等を受けた場合は、真摯な対応により業務の履行に努めるとともに、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。 3)許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備 許認可審査業務に関わり把握した道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の不整合等は、点検、修正等を行いその結果を調査職員に報告すること。 4)災害時等緊急時における業務 災害時等緊急時においては、速やかな対応に努めること。 2. 適正化指導業務 1)道路法に基づく指導取締り等 指導取締りにあたっては、道路法等の関係法令等に基づき状況を把握し、違反している場合は、それらの状況を記録し調査職員に報告すること。 2)適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備 適正化に関わり把握した道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の不整合等は、点検、修正等を行いその結果を調査職員に報告すること。	(1)概況ヒアリング及び現地踏査等(1.1.1から1.1.2に係る業務) 業務発注担当部署から貸与された資料及び調査職員からの概況説明を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正な履行を行うこと。 (2)関係権利者の特定及び補償額算定書の照合等(1.1.3から1.1.5に係る業務) 業務発注担当部署から貸与された補償額算定書における権利者の特定及び補償内容の照合を適正に行うとともに、補償金明細書の作成を適正に行うこと。 (3)公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成 現地の現況等を正確に踏まえた交渉方針を策定するとともに、権利者毎に適切な公共用地交渉用資料を作成し、調査職員との協議を適正に行うこと。 (4)権利者に対する公共用地交渉(1.1.7に係る業務) 対象となるすべての権利者に面接を求め、調書、損失補償協議書、補償契約書案の内容が理解されるよう適正に説明を行い、調書(控え)への確認印、損失補償協議書の内容の了解及び補償契約書案による契約締結の承諾を受けるよう適正な公共用地交渉を行うこと。 (5)公共用地交渉後の措置(1.1.8に係る業務) 公共用地交渉毎に公共用地交渉記録簿を適正に作成するとともに、権利者において説明への理解又は今後の交渉が困難となる要因等が確認された場合には適正に調査職員へ報告を行うこと。 (6)移転履行状況等の確認後の措置(1.1.9に係る業務) 契約が締結された権利者について、義務の履行が適切に行われるよう、適正に履行状況を確認し、履行の遅延がやむを得ない場合には履行の遅延についての説明を適正に行うこと。
	3.入札参加資格に関する事項	競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件	競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務(平成25年度完了予定も対象に含む。)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は含まない)の業務は実績として認めない。 業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務(河川又は道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。	競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務(平成25年度完了予定も対象に含む。)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(平成25年度完了予定の業務の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。 業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成20年10月1日付国土用第43号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)
配置予定管理技術者に対する要件	予定管理技術者の資格等	以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 上記の資格要件に加え、 【河川許認可審査支援業務の場合】 ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 【道路許認可審査・適正化指導業務の場合】 ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者	次のいずれかの資格等を有する者 イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者 ニ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。) 第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士	

発注者支援業務等実施要項の概要一覧(抜粋版)【平成25年11月】

業務分野		河川許認可審査支援業務	道路許認可審査・適正化指導業務	用地補償総合技術業務		
3.入札参加資格に関する事項	配置予定管理技術者に対する要件	<p>同種又は類似実績</p> <p>【河川許認可審査支援業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務(河川)、発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務(河川) [2]類似業務: ・大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した土木工事に関する公物管理補助業務(注7)(河川)、発注者支援業務(注6)、管理施設調査・運用・点検(河川) ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務</p> <p>【道路許認可審査・適正化指導業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務(道路)、管理施設調査・運用・点検業務(道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務 [2]類似業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)、土木工事における監理技術者の業務</p>	<p>同種又は類似実績</p> <p>【河川許認可審査支援業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務(河川)、発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務(河川) [2]類似業務: ・大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した土木工事に関する公物管理補助業務(注7)(河川)、発注者支援業務(注6)、管理施設調査・運用・点検(河川) ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務</p> <p>【道路許認可審査・適正化指導業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務(道路)、管理施設調査・運用・点検業務(道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務 [2]類似業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)、土木工事における監理技術者の業務</p>	<p>同種又は類似実績</p> <p>【河川許認可審査支援業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務(河川)、発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務(河川) [2]類似業務: ・大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した土木工事に関する公物管理補助業務(注7)(河川)、発注者支援業務(注6)、管理施設調査・運用・点検(河川) ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務</p> <p>【道路許認可審査・適正化指導業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務(道路)、管理施設調査・運用・点検業務(道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務 [2]類似業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)、土木工事における監理技術者の業務</p>	<p>同種又は類似実績</p> <p>【河川許認可審査支援業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務(河川)、発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務(河川) [2]類似業務: ・大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した土木工事に関する公物管理補助業務(注7)(河川)、発注者支援業務(注6)、管理施設調査・運用・点検(河川) ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く。)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務</p> <p>【道路許認可審査・適正化指導業務】 [1]同種業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務(道路)、管理施設調査・運用・点検業務(道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務 [2]類似業務: 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)、土木工事における監理技術者の業務</p>	
	配置予定担当技術者に対する要件	<p>予定担当技術者の資格等</p> <p>予定管理技術者の資格要件に加え、 ・技術士補(建設部門) ・二級土木施工管理技士 ・土木学会二級土木技術者 ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</p>	<p>【予定担当技術者】 担当技術者を設置する場合は、主任担当者と同様の資格を有し、かつ予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないことを満たす者を置かなければならない。</p> <p>【予定業務従事者】 予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。 1)公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない)。 2)予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。</p>			
5.対象公共サービスを実施する者を決するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	総合評価の評価項目	<p>技術者資格等</p> <p>判断基準</p> <p>下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 【河川許認可審査支援業務の場合】 ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 【道路許認可審査・適正化指導業務の場合】 ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</p>	<p>判断基準</p> <p>下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他</p>	<p>評価のウェイト</p> <p>①5 ②3</p>	<p>判断基準</p> <p>下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有する者 ・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督の実務の経験を有する者 ・補償業務全般に関する指導監督の実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 ・補償業務管理者(総合補償部門) ・補償業務管理士(総合補償部門) ・補償業務管理士(総合補償部門を除く7部門) ②補償業務管理士(土地調査、土地評価、物件、補償関連を含む4部門以上)</p>	<p>評価のウェイト</p> <p>①5 ②3</p>
	予定担当技術者の経験及び能力	<p>予定担当技術者・予定業務従事者の調査算定に係る専門技術力</p> <p>判断基準</p> <p>下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他</p>	<p>判断基準</p> <p>下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、すべての予定担当技術者及び予定業務従事者の評価点(①5点又は②0点)の平均値とする。 ①過去10年間に於いて、本業務の補償対象と同種の補償について調査又は補償金算定に関する業務の実績がある。 ②その他</p>	<p>評価のウェイト</p> <p>①5 ②0</p>		
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項等	(1)報告等について	<p>1)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて速やかに書面で提出するものとする。なお、提出の時期については②は必要の都度提出するものとする。 ①実施した業務の内容 ②その他必要事項 2)業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点 ・業務完了時における実施状況</p>	<p>1)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。 ・実施した業務の内容 ・その他必要事項 2)業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点(懸案項目、経緯及び協議・調整内容がわかるもの) ・業務完了時における処理状況</p>	<p>1)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。 (ア)実施した業務の内容 (イ)その他必要事項 2)業務完了時においても業務の対象となる土地等の権利者との交渉が継続しているなど、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点(権利者との交渉の経緯等) ・業務完了時における権利者との交渉状況等</p>		
	(7)又は(8)契約の変更及び解除	<p>2)契約内容の変更</p> <p>本契約における数量の増減等による変更(精算)は、以下に示す場合等において、業務の実施体制を変更する必要が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、業務発注担当部署と民間事業者との協議に基づいて行う。 ①災害や事故などへの対応に伴い、通常の作業時間外での作業が想定以上に発生した場合。 ②1. 1. (2)4)に示す業務(各現場の実情により付随する業務)などが追加された場合。</p>	<p>本契約における数量の増減等による変更(精算)は、以下に示す場合等において、業務の実施体制を変更する必要が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、業務発注担当部署と民間事業者との協議に基づいて行う。 ①当初想定した申請件数より大幅な増減が生じ、業務量の変動が生じた場合。 ②「災害時等緊急時における業務」を当初契約から見込んでいたが、通常の作業時間外等、想定以上の災害や事故対応の必要が生じた場合。</p>	<p>本契約における数量の増減等による変更(精算)は、以下に示す場合等、対象権利者数に変更が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、業務発注担当部署と民間事業者との協議に基づいて行う。 ・相続、権利の移動、共有関係の変動等により対象権利者数に変更が生じた場合。 ・業務の進捗状況等に応じ、業務発注担当部署からの指示により対象権利者数を変更する場合。</p>		